(令和5年10月18日)

受理番号・受理 年月日及び件名	陳情第32号(5. 10. 10) SDGsに逆行する王子公園再整備基本計画の見直しを求める陳情
陳 情 の 要 旨	(1) 王子公園再整備基本計画は、誰が何のために進めているのか。 王子公園のスポーツ施設や自然環境等は、現在及び将来の子どもの権利として保障され、守り、発展させられるものでなければならない。子どもの権利条約のもと、プールや相撲場、テニスコート、サブグラウンド等の廃止で、子どもの居場所を狭めることなく、今ある施設・設備の改修、充実を考えること。 (2) 王子公園再整備基本計画は、景観、植物・動物、交通量、解体・建設時のCO2排出量、大気汚染、騒音、光害等、環境への影響が大きいと思われる以上、環境アセスメント実施が必要だが、王子公園が20ヘクタール以上の面積であるにも関わらず、都市公園の新設に該当しないことを理由に、神戸市は対象外事業としている。しかし、昨今、対象外事業についても自主的な環境配慮の取り組みを環境省等も推奨しており、既に実施事例も多数ある。環境配慮の市民への説明責任を果たすためにも環境アセスメントに自主的に取り組むこと。
陳情者の住所及び氏名	神戸市灘区 「王子公園・市民ミーティング」実行委員会 代表 小林 るみ子
送 付 委 員 会	都市交通委員会

【陳情者】

神戸市灘区

「王子公園・市民ミーティング」実行委員会 代表 小林 るみぞ

SDG s に逆行する王子公園再整備基本計画の見直しを求める陳情【陳情趣旨】

私たちは、SDGsに逆行する王子公園再整備基本計画の見直しを求めます。「新たな価値が創出される」と言われている大学誘致により樹木伐採や歴史あるスポーツ施設が廃止されることが、果たして市民の憩い・健康維持・安心安全に繋がるのでしょうか。

私たちは、大学誘致に反対するだけでなく「当計画を国の法律『都市公園法』の理念に基づく"再整備"と位置づけ、現エリアを縮小させず、地理的・文化的・歴史的特色を損なわず、次世代に引き継ぐ」とした案を創り、神戸市に提案致しました。"王子公園の未来はみんなで決める"を基本姿勢とし、以下、4項目について陳情します。

【陳情事項】

- (1) 王子公園再整備基本計画は、誰が何のために進めているのでしょうか。王子公園のスポーツ施設や自然環境等は、現在及び将来の子どもの権利として保障され、守り、発展させられるものでなければなりません。《子どもの権利条約》のもと、プールや相撲場、テニスコート、サブグラウンド等の廃止で、子どもの居場所を狭めることなく、今ある施設・設備の改修、充実を考えられたい。
- (2) 阪神淡路大震災で、《広域避難所・災害救助拠点・仮設住宅用地》として利用された王子公園は、地域防災拠点としての役割を果たした都市公園です。災害が続く昨今、その機能を低下させることなく、概ね10ha以上の面積を維持・確保できるのか確認されたい。また、『都市公園法』第16条2項において、都市公園を縮小する場合には、代替公園の設置が義務付けられていますが、その計画についても確認されたい。
- (3) 王子公園再整備基本計画は、景観、植物・動物、交通量、解体・建設時のCO2 排出量、大気汚染、騒音、光害等、環境への影響が大きいと思われる以上、環境アセスメント実施が必要ですが、王子公園が20 以以上の面積であるにも関わらず、「都市公園の新設に該当しない」ことを理由に、神戸市は、対象外事業としています。しかし、昨今、対象外事業についても自主的な環境配慮の取り組みを環境省等も推奨しており、既に実施事例も多数あります。環境配慮の市民への"説明責任"を果たすためにも環境アセスメントに自主的に取り組まれたい。
- (4) 現在、王子公園再整備基本計画の市民意見募集が行われていますが、その素案には、樹木の残存数・伐採数・植樹数等々の具体的な数値が未だ示されていません。王子公園の樹木のうち、桜の多くは、動物園内にあります。この度のレイアウトの変更で大半が伐採されるのではないかと推察します。また、"存続"を表明された遊園地についても、具体的な記載がありません。このような不十分な情報では、市民は正確に意見を述べることができません。市民意見を尊重するためにも、引き続きこれらの数値等を明らかにした追加資料を出されたい。そのためにも、意見募集の実施期間の延長を検討されたい。

都市交通委員会所管分は 陳情第 32 号 建設防災委員会所管分は 陳情第 33 号